

【分科会 16】権利擁護とリカバリー

四方田清（日本精神保健福祉士協会）／松田裕児（成田市社会福祉協議会）

シンポジスト：小林信子（東京精神医療人権センター）／佐竹直子（国立国際医療研究センター国府台病院）

鈴木彰（静岡藤枝友の会）／篠原由利子（佛教大学社会福祉学部社会福祉学科）

●本分科会は、精神障害者に対する社会的な偏見や誤解が未だに払拭されない現状の中、如何に精神障害者の方々のリカバリーを進めていくかを「権利擁護」をテーマ（切り口）に毎年開催している。今年度は特に精神科医療における権利擁護実践をされている方々に登壇していただき、日頃の実践活動を中心に話題提供をしていただいた。

●報告方式はシンポジウム形式とした。4人のシンポジストの報告は以下のとおり。

まず、鈴木彰さん（当事者の立場から：藤枝友の会会長）。藤枝友の会は当事者活動として病院訪問などを古くから行ってきた。精神障害者当事者として必要な医療環境や治療について、直に調査しその内容を会報にまとめ、広報活動の一環で情報公開する。当事者として訴えるべきことは沢山あり、今後もその活動を継続していきたいと報告された。

次に小林信子さん（権利擁護者の立場から：東京精神医療人権センター）。今まで精神科医療における権利侵害に目を向け、様々な形で権利擁護活動を実践してきた。精神科病院の入院者と直に向き合い、治療内容や治療環境など、必要があれば病院に対し申し入れもされたという。過去の精神病院と現在の精神科病院の違いも含め、様々な視点から権利擁護の必要性について報告と提言がなされた。今後も都内にある精神科病院の統計データや病院の特徴などを掲載した「東京精神病院事情（ありのまま）」を継続的に発刊し、精神科医療の情報公開を実施されるとのお話があった。

次に篠原由利子さん（精神保健福祉士の立場から：佛教大学社会福祉学部・教授）。わが国の精神科医療における権利擁護システムである精神医療審査会（有識者委員）の立場で、精神科医療における権利擁護について報告をされた。医療モデルである精神科医療審査会には法律家や有識者など非医療委員もあり、今後の権利擁護には医学的見地のみではなく、社会福祉的な視点も必要であること、利用者中心の視点に立った医療を提供する必要があるとの報告がなされた。

最後に佐竹直子さん（精神科医の立場から：国立国際医療研究センター国府台病院・医師）。今まで関わった精神科医療を中心に、医療現場における権利擁護活動を中心に話された。ACT-Jの担当医として重度の精神障害者の医療と強制医療、国内外の精神科医療の比較として、カナダバンクーバーでの地域サポートチームの地域支援と権利擁護などについての先進的な活動も紹介され、今後わが国の精神科医療における権利擁護活動が向かうべき方向性が示唆された。

●本分科会の希望者は約40名とこぢんまりとした分科会となったが各シンポジストの報告のあと、徐々に質問や意見が増え、分科会の終了時間を超えてもフロアからの発言がみられた。「権利擁護とリカバリー」の分科会も今年度で3回目となるが、毎回ある一定程度の参加者があり、ディスカッションになると質問だけでなく各地域の実情も情報提供されるようになった。権利擁護とリカバリー、どう関係するのかとよく聞かれるが、「権利擁護」のキーワードは、基本的で最も重要なものであり、精神障害者のリカバリーには欠かすことができないものであることを、今回も実感することができた。

《四方田清（日本精神保健福祉士協会）》